

広島県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団藤翠会 藤谷クリニック	三次市島敷町九四一番地一	令和四年一〇月二五日
フタバ漢方薬局	東広島市八本松西一丁目二二番 二四号	令和五年一月一日
丸山歯科医院	尾道市神田町三番地二七	令和五年一月四日
みずき薬局	三次市十日市東四丁目三番八号	令和四年一月三〇日
本町薬局	大竹市本町二丁目一五番二一号	令和五年一月三一日